### 〔研究ノート〕

# 米国における連結子会社の株式取得に係る税務

# 鈴木孝一

- I. はじめに
- II. 資産取得とみなされる株式取得
- III. § 338(h)(10)の選択基準
- Ⅳ. § 338(h)(10)の選択要件
- V. § 338(h)(10)の選択の課税関係
- VI. 設例による検討
- VII. おわりに

### I. はじめに

米国の企業買収において、売却会社の株式を取得する場合には、取得会社は購入価額を取得した株式の税務基礎価額とし、売却会社の資産の税務基礎価額を引き継ぐ。従って、株式の購入価額が資産の税務基礎価額を上回っていても資産の税務基礎価額を引き上げることはできない。また、売却会社に繰越欠損金(net operating losses)がある場合には、売却会社が買収後の各事業年度において課税所得と相殺できる繰越欠損金の金額は、原則として、買収時の売却会社の企業価値に長期免税利率を乗じた金額が限度となる。

しかし, 内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第338条と第338(h)(10)条の選択(以下単に, §338及び§338(h)(10)の選択という。)をすると,株式取得を資産取得とみなして,資産の税務基礎価額を引き上げることができる。また, §338(h)(10)の選択をすると,売却会社の繰越欠損金の使用制限を回

避することもできる。

本稿では、§ 338及び§ 338(h)(10)の選択をした場合の課税関係を概説したのち、課税上有利な取扱いを受ける§ 338(h)(10)の選択について詳述する。

なお、説明の便宜上、課税当事者を次のアルファベットで示す。

P;取得会社

T; 壳却会社

S; 売却会社の株主

### II. 資産取得とみなされる株式取得

§ 338の選択は、PがT株式の価額及び議決権の80%以上を12か月の期間内に取得(これを適格な株式取得という。)した場合に認められる(§ 338(d))。また、TがSの連結子会社である場合には、PはT株式の適格な株式取得について、Sと共同で§ 338(h)(10)の選択をすることができる。

§ 338の選択と§ 338(h)(10)の選択の課税関係の相違を対比して示せば表1とおりである<sup>1)</sup>。

いずれの選択においても、T資産のみなし譲渡益に課税されるが、T株式の売却益についての課税関係は異なる。§338の選択の場合は、T株式の売却益にも課税されて売却株主レベルと売却会社レベルでの二段階で課税される。他方、§338(h)(10)の選択の場合には、T株式の売却益には課税されないため、売却会社レベルでの一段階課税のみとなる。

従って、株式取得において § 338が選択されるのは、 Tに T 資産のみなし譲渡益を相殺するに足る繰越欠損金がある場合等に限られる。1986年の税法改正によるジェネラルユティリティーズの原理(General Utilities doctrine)廃止後においては<sup>23</sup>、 § 338(h)(10)の選択のみが、株式取得において二段階課税を受けることなく、売却会社の資産の税務基礎価額を引き上げるための実効性ある手段である。

## 表1.§338の選択と§338(h)(10)の選択の相違点

項目	§ 338の選択	§338(h)(10)の選択	
対象となる株式取得	T株式の適格な株式取得	S グループからのT株式の適格な株式 取得	
選択の効果	(1)旧Tは新Tに取得日の末日に時価で 一括取引により、その資産の全部を売 却したものとして扱う(§338(a))。	(1)同左	
	(2)Tの清算は強制されない。	この資産の売却は、 $T$ が $S$ $\sqrt{N}$ $$	
	(3)新Tは取得日の翌日に旧Tの資産を 一括購入したものとして扱う。	(3)同左	
Sの課税	T株式の売却益に課税される。	T株式の売却益には課税されない(§ 1.338(h)(10)-(1)(e)(2)(iv))。 また, §332のみなし清算についても 課税されない。	
Pの課税	T資産の税務基礎価額総額をT株式の購入価額と関連させて時価まで引き上げる。 (§§338(b)(1), (2), §1.338(b)-1) (算式) T資産の税務基礎価額総額(AGUB)	同左 (ただし、税務基礎価額総額の金額は次のように異なる (§1.338(h)(10)-(1)(e)(5))。 (算式) T資産の税務基礎価額総額 (AGUB)	
	=株式購入価額+引き継いだ債務(みな し譲渡益の租税債務を含む) ±その他の 項目	=株式購入価額+引き継いだ債務(みなし譲渡益の租税債務を含まない)± その他の項目	
T資産のみなし 譲渡益の申告	旧Tの個別税務申告書に含める。 T資産のみなし譲渡益はPグループ,S グループのそれぞれの他のメンバーの繰 越欠損金と相殺できない(§1.338-1(e) (5))。	Sグループの連結納税申告書に含める。 T資産のみなし譲渡益はPグループの 他のメンバーの繰越欠損金とは相殺で きないが、Sグループの他のメンバー の繰越欠損金とは相殺できる。	
みなし譲渡価額	原則として、上記AGUBの算式と同じ。 (算式) みなし譲渡価額(ADSP)=株式購入価額+引き継いだ債務(みなし譲渡益の租税債務を含む)±その他の項目(§1. 338-3(d)(1))。	同左 (算式) みなし譲渡価額 (MADSP) -株式購入価額+引き継いだ債務 (みなし譲渡益の租税債務を含まない) ± その他の項目 (§1.338(h)(10)-(1)(f))。	
旧Tの税務上の特性 (繰越欠損金等)	消滅する。	§ $3320$ みなし清算により $S$ に引き継がれる。	
選択の届出手続	Pが単独で選択する。	PとSが共同して選択する。	

### III. § 338(h) (10)の選択基準

T株式の取得において、§338(h)(10)を選択しT資産の税務基礎価額を時価まで引き上げるか(時価ベース)、それとも§338(h)(10)の選択をしないでT資産の税務基礎価額を引き継ぐか(引継価額ペース)の選択は、1)資産の評価増によってもたらされる将来の税金節減額の現在価値と、2)その評価増により生じる現在の税金増加額を考慮して行う³)。

このうち、1) 将来の税金節減額の現在価値は、以下の要素によって決まる<sup>4)</sup>。
(a)評価増した金額を土地や償却できない資産ではなく、棚卸資産や償却できる有形・無形の資産にいくら配分できるか。

- (b)償却できる資産の使用可能期間
- (c)個々の資産への配分額及び使用可能期間が IRS によって否認される危険性
- (d) Pの棚卸資産の評価方法の選択(先入先出法か後入先出法か)
- (e)評価増した金額の損金算入時期の適用税率
- (f)将来の税金節減額を現在価値に割り引くための適正な割引率
- (g)現在の税金増加額を支払うためのPの資金調達能力

Pは増額された税務基礎価額が、i)償却が認められる資産又は、ii)早い時期に売却が見込まれる棚卸資産等に配分される場合に\$ 338(h)(10)を選択する $^{5}$ )。とくに、1993年の税法改正により、営業権、継続企業価値等の無形資産が15年で償却できるようになったため、時価ベースによる取引は $^{6}$ Pにとっていっそう魅力的なものになった $^{6}$ )。

また、2)現在の税金増加額は、S が  $\S$  338(h)(10)を選択するに際して考慮すべき事項である。 T 資産の純資産簿価 (inside basis; 資産の簿価から債務を控除した金額) が T 株式の簿価 (outside basis) より高いとき、 $\S$  338(h)(10)の選択をするとS の利得は少なくなる。逆に、T 株式の簿価が T 資産の純資産簿価より高い場合は、S は  $\S$  338(h)(10)の選択をしないでそのままにした方が利得が少ない $^{7}$ 。

#### 米国における連結子会社の株式取得に係る税務

T資産の純資産簿価とT株式の簿価が等しい場合は、§338(h)(10)の選択をするかどうかにかかわらず、Sの利得は同一である。しかし、この場合でもTに資産の含み益を超える繰越欠損金があるときは、Sは§338(h)(10)を選択した方が有利である。その理由は、次のとおりである。。

§ 338を選択すると、SグループのメンバーであるTは、資産のみなし譲渡益をSグループの繰越欠損金のうちTに帰属する繰越欠損金と相殺できる。しかし、みなし譲渡益と相殺した残余の繰越欠損金は消滅する。§ 338の選択をしないときは、Sグループの繰越欠損金のうちTに帰属する部分はTに残留する。この繰越欠損金は、§ 382の制限と個別申告制限年度(separate return limitation year; SRLY)のルールの適用を受けるため<sup>9)</sup>、Pにとって繰越欠損金の利用価値は買収前より減少する。

他方、Sグループにおいては、残余の繰越欠損金を使用するに際してこのような制限はなく、買収前と同じ利用価値がある。従って、Tの繰越欠損金は、Pが使用するよりSグループが使用した方がはるかに利用価値が高い。§338(h)(10)を選択すると、Tのみなし清算によりSはその繰越欠損金を引き継ぐことができる。このため、Sは、Pとの交渉で、§338(h)(10)の選択によってPが使用制限のあるTの繰越欠損金の利用を放棄する代償に、Pが支払うべきT株式の購入価額を引き下げることがある<sup>10</sup>。

## Ⅳ. § 338(h)(10)の選択要件

§338(h)(10)の選択は、次の要件をすべて満たしたときに選択できる。

### ①Tについての要件

§ 338(h)(10)の選択をするにはTは連結納税申告書を提出する関連法人グループ (an affiliated group of corporations) のメンバーでなければならない (§ 338(h)(10)(A)(i))<sup>11)</sup>。

この場合、Tは連結グループの子会社でなければならず、親会社であってはならない(Income Tax Regurations  $\S1.338-1$  (c)(12))。従って、Tは売却連結グループ(a selling consolidated group)から取得されることになる。売却連結グループとはTの取得日を含む期間の連結納税申告書を提出する売却グループ(取得日を含む期間にTを含めた連結納税申告書を提出できる関連グループであり、Tが親会社でないもの)である( $\S1.338$ (h)(10)-1(c)(3))。なお、取得日とは次に述べる適格な株式取得に該当した日をいう( $\S338$ (h)(2))。

### ②適格な株式取得の要件

 $\S$  338(h)(10)の選択をするには $\Upsilon$ について適格な株式取得がなされなければならない。

適格な株式取得とは、PがTの議決権株式総数の80%以上で、価額総額の80%以上を12か月の取得期間内に購入することをいう(§§ 338(d)、1504(a)(2))。 Tは取得日においてSグループのメンバーでなければならないので、Pは12か月の取得期間内に徐々に買い増す方法(creaping fashion)でT株式の価値及び議決権の80%を取得することはできない<sup>12)</sup>。なぜなら、取得日前に20%以上の株式を取得するとTはその時点でSグループのメンバーからはずれることになるからである。なお、12か月の取得期間とは適格な株式取得に該当ことになる最初に株式を購入した日から12か月間のことである(§ 338(h)(1))。

## ③選択の手続要件

§ 338(h)(10)の選択はPがTを取得した日を含む月の翌月から9か月目の15日までに、PとSが共同して行う(\$1.338(h)(10)-1(d)(2))。

## V. § 338 (h) (10) の選択の課税関係

§338(h)(10)の選択をした場合の当事者の課税関係は次のとおりである。

#### 1. Sの課税関係

Tは売却連結グループのメンバーである間に、取得日の末日に一括取引でその資産の全部を売却したものとみなされる( $\S1.338(h)(10)-1(e)(1)$ )。このみなし譲渡による利得・損失は、取得日を含む期間のSグループの連結納税申告書に含められる $^{13}$ 。

資産のみなし譲渡価額 (modified aggregate deemed sale price; MADSP) は次の算式により決定する (§1.338(h)(10)-1(f)(2))。

$$MADSP = G + L + X$$

G;12か月の取得期間内に購入した株式(以下期間内取得株式という)のグロスアップ価額

すなわち、T株式の期間内取得株式の税務基礎価額(取得費用を含む)<sup>14)</sup>を期間内取得株式の取得割合で除した金額。

L;取得日の翌日における新Tの債務

資産のみなし譲渡に係るTの租税債務は新Tの債務とは考えられないので含めない<sup>15</sup>。

#### X;その他の関連項目

たとえば、 Pが T株式の取得価額に算入した取得費用及び Sが T株式の 売却のために支払った譲渡費用は控除する。

この算式は、§ 338の選択におけるみなし譲渡価額(aggregate deemed sale price; ADSP)の算式に類似しているが、みなし譲渡に係る租税債務が計算要素から除外されている点が異なる。

なお、SはT株式の実際の売却から生ずる利得・損失を認識しない(§338(h)(10)(A)、§1.338(h)(10)-1(e)(2)(iv))。

また、Tは資産のみなし譲渡後で、かつS グループによって所有されている間に、その資産を§332の完全清算でS に分配したものとみなされる(§1.338 (h)(10)-1(e)(2)(ii))。その結果T の未使用の繰越欠損金はS に引き継がれる $^{16}$ 。

#### 2. Pの課税

PはTを旧Tとは無関係な新たな会社として扱い, Tは取得日の翌日に旧T の資産を購入したものとみなされる(§338(a)(2))。

T資産の税務基礎価額総額 (adjusted gross-up basis; AGUB) は, 原則として上述のみなし譲渡価額 (MADSP) と同額であり (§1.338(b)-1 (e) (4)), 次の項目の合計額である (§1.338(b)-1 (c)))。

- (1) Tの期間内取得株式のグロスアップ価額
- (2) 期間内取得株式以外のT株式の税務基礎価額
   § 338(h)(10)の選択の場合には、利得認識の選択 (gain recognition selection) をしたものとみなされるので (§1.338(b)-1(e)(3)(ii))、期間内取得株式の1株当たりの税務基礎価額と等しくなる。
- (3) 新Tに引き継がれたTの債務資産のみなし譲渡に係る租税債務は含まれない<sup>17)</sup>。
- (4) その他の関連項目

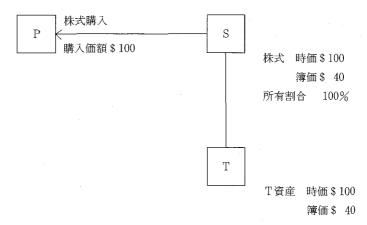
これには、新Tの最初の課税年度後に生起した事象に起因する税務基礎 価額の修正が含まれる。なお、Pの株式取得費用は控除しない<sup>18)</sup>。

この AGUB が残額法によって個々の資産に配分される(§§ 1.338(h)(10) – 1(e)(5), 1.338(b) – 2T) <sup>19)</sup>。

## VI. 設例による検討

以下の設例に基づき、§338(h)(10)を選択した場合の課税関係を、通常の株式取得(§338及び§338(h)(10)の選択をしない株式取得)及び§338を選択した株式取得の課税関係と対比して検討する。

### 設例20)



- ① S が所有する T 株式は時価 \$ 100, 簿価 \$ 40である。
- ②Tの資産は機械装置のみであり、時価\$100、簿価\$40である。 Tの債務はないものとする。
- ③ Sは T株式の100%を所有し、 Sは連結納税申告書を提出している。
- ④ Pは1994年2月1日にT株式を\$100で購入する。
- ⑤ T の資産は1995年1 月1 日に第三者であるXに\$100で譲渡する。 当事者の課税関係を一覧表示すれば表2 のとおりである $^{21}$ 。

## Ⅷ. おわりに

SはT株式の売却益がT資産のみなし譲渡益より大きいとき、すなわち、T株式の簿価がT資産の純資産簿価より低いときに§338(h)(10)を選択する。 §338(h)(10)の選択により認識されたみなし譲渡益はSグループの連結納税申告書に含まれる。Tに繰越欠損金がある場合には、みなし譲渡益はその繰越欠損金と相殺される。残余の繰越欠損金は§332のみなし清算によりSに引き継がれる。また、みなし譲渡益はSグループの他のメンバーの繰越欠損金とは 相殺できるが、Pグループの他のメンバーの繰越欠損金とは相殺できない。S は実際の株式売却については利得を認識しない。

Pは§338(h)(10)を選択することにより、T資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができる。個々の資産への配分には残額法を用いる。棚卸資産や早期に償却できる有形・無形資産への配分額が多いほど課税上有利である。

§338の選択は、株式の売却益と資産のみなし譲渡益の双方に課税されて二重課税となるので、実際に選択されるのは希である。これに対して、§338(h) (10)の選択はみなし資産の譲渡益課税のみで資産の税務基礎価額を引き上げることができるので、適用対象となるあらゆる株式の売却において検討すべき現に有効な選択肢(a live option)<sup>22)</sup>である。

(1995年10月2日記)

## 表2. 設例による株式取得の課税関係の比較

当事者の課税	§ 338及び § 338(h)(10)の選択なし	<b>§</b> 338の選択	§ 338(h)(10)の選択
Sの課税	SはT株式の売却により \$ 60の利得 (売却価額 \$ 100 - T株式の簿価 \$ 40) を認識し, \$ 21の税金 (\$ 60×税率 35%) を支払う。	同左	SはT株式の売却益を認識しない。 Sは旧Tの§332によるみなし清算については利得を認 識しない。
Tの課税	Tは\$60の利得(T資産の譲渡価額\$100-T資産の簿価\$40)を認識し,\$21の税金(\$40×税率35%)を支払う(1995年1月1日の資産譲渡により)。	みなし譲渡価額(ADSP)の計算式に従い、旧工は機械 装置のみなし譲渡により、\$92.31の利得(株式購入価 額\$100+新T引き継がれたTの法人税\$32.31-旧Tの 資産の簿価\$40)を認識する。 この利得はSグループの連結納税申告書には含まれず、 Tは1日だけの個別申告書を提出する。Tは\$32.31の 税金(みなし譲渡益\$92.31×税率35%)を支払う。 1995年1月1日に機械装置を\$100で実際に譲渡しても 利得は生じない。	Sグループは旧Tから新Tへの機械装置のみなし譲渡により、連結納税申告書で\$60の利得(株式購入価額\$100+新Tが引き継いだ債務\$0-旧Tの資産の簿価\$40)を認識し、\$21の税金(みなし譲渡益\$60×税率35%)を支払う。  1995年1月1日に機械装置を\$100で実際に譲渡しても利得は生じない。
Pの課税	T株式の税務基礎価額は\$100となるが、T資産の税務基礎価額は\$40のままである。	新工の資産の税務基礎価額総計(AGUB)は\$132.31 (購入価額\$100+新工によって引き継がれた工の法人税\$32.31)となる。 この資産の税務基礎価額総額は、残額法により、\$100 が機械装置に、残り\$32.31が\$197無形資産に配分される。通常はこの\$197無形資産は15年で償却され、15年間で\$11.31の節税効果(損金算入額\$32.31×税率35%)がある。しかし、本設例では1995年1月1日の機械装置の譲渡に伴って\$197無形資産の処分損失が認識される。	新丁の資産の税務基礎価額総額(AGUB)は\$100(株式購入価額\$100+引き継いだ租税債務\$0)となる。この税務基礎価額総額の全額が機械装置に配分される(本設例ではAGUBが機械装置の時価と一致するので\$197無形資産に配分される金額はない)。
税負担額の比 較	T株式の売却によるSの税金\$ 21機械装置の譲渡によるTの税金\$ 21合計\$ 42	T株式の売却によるSの税金\$ 21機械装置のみなし譲渡によるTの税金\$ 32.31合計53.31§ 197無形資産の償却による節税額\$ 11.31差引\$ 42	機械装置のみなし譲渡によるTの税金 <u>\$21</u>
		\$42の税負担は左と同じである。しかし, \$32.31の税金の支払が実際の資産譲渡による税金の支払より先行し, \$11.31の節税効果が得られるのは資産の譲渡時であるため, 左より不利である。	\$21だけの税負担で済み、最も有利である。

#### 米国における連結子会社の株式取得に係る税務

#### 注

- 1) 作表にあたっては、次の文献を参照した。Martin D Ginsburg and Jack S Levin, Mergers, Acquisitions, and Buyouts, (January 1995 Edition) Little, Brown and Company, P.121, P.P.174-175, Donald D Wiliamson, Using the Installment Method to Report Gain on Section 338(h)(10) Deemed Asset Sales, The Journal of Taxation, May 1995, P.P.272-273.
- 2) ジェネラル・ユティリティーズの原理廃止前においては、資産のみなし譲渡による譲渡益は、取戻益を除いて売却会社に課税されることはなかった。すなわち会社レベルでは課税されず、株式を売却した株主レベルのみで課税された。拙稿「米国における買収価額の配分に係る税務」日本公認会計士協会第10回研究大会研究発表論文集(1989年7月発表)11頁参照のこと。
- 3) Martin D Ginsburg and Jack S Levin, op.cit., P.381.
- 4) Ibid., P.381.
- 5) Ibid., P.176.
- 6) Robert willens, Strategies for Divesting Equity Stakes in a Hostile Tax Environment, The Journal of Taxation, August 1994, P.91. なお, § 197に ついては、拙稿「米国の企業買収における無形資産の税務」JICPA ジャーナル, 1995年2月号 87-92頁参照のこと。
- 7) Martin D Ginsburg and Jack S Levin, op.cit., P.177.
- 8) Robert A Rizzi, Section338(h)(10) Unearthed: Exploring the Deemed Sale of Assets Election, The Journal of Corporate Taxation, Spring 1991, P.51.
- 9) § 382の制限及び SRLY ルールについては、拙稿「米国の企業買収における税務 上の繰越欠損金の使用制限」経営総合科学 第56号(1991年2月)31-52頁参照の こと。
- 10) Martin D Ginsburg and Jack S Levin op.cit., P.179.
- 11) 1994年1月に公表された内国歳入規則 (Income Tax Regulations) により、 \$ 338(h)(10) の適用範囲が、個別納税申告書を提出する売却関連法人及びS法人とその株主に拡大された ( § \$ 1.338(h)(10)-1 (a), 1 (d)(1)))。
- 12) Martin D Ginsburg and Jack S Levin op. cit., P. 180.
- 13) ibid., P.184.

- 14) ibid., P.184.
- 15) Mark L. Yecies, Section338(h)(10) in Louis S. Freeman, Tax Stratergies for Corporate Acquisitions Dispositions, Spin-Offs, Joint Ventures and Other Strategic Alliances, Financings Reorganizations, and Restructurings, 1994, (Volume One) Practicing Law Institute, P.972.
- 16) ibid., P.981.
- 17) ibid., P.985.
- 18) Martin D Ginsburg and Jack S Levin op.cit., P.152.
- 19) 残額法については、拙稿 前掲論文(注2) 6-9 頁参照のこと。
- 20) Martin D Ginsburg and Jack S Levin op.cit., P.384.
- 21) 表 2 は次の文献を要約して作成した。Martin D Ginsburg and Jack S Levin op.cit., PP.175-176, P.P.384-385.
- 22) Boris I.Bittker and James S.Eustice, Federal Income Taxation of Corporation and Shareholders (Sixth Edition), Warren Gorham Lamont, 1994, P.10—102.